

■ 北海道宿泊税に係る課税免除対象について（その1）

〈北海道宿泊税条例第4条第1項〉

「学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者」で、具体的には下表のとおり。

法律	条文	学校、施設の種類	対象となる行事	対象となる者
学校教育法	1条	幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)	幼稚園教育要領において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事	・参加している幼児、児童、生徒及び学生・引率者(※)
	1条	小学校	小学校学習指導要領に定める「遠足・集団宿泊的行事」	
	1条	中学校	中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	義務教育学校	小学校学習指導要領に定める「遠足・集団宿泊的行事」及び中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	高等学校	高等学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	中等教育学校	中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」及び高等学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	特別支援学校	特別支援学校幼稚部教育要領において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事及び各部学習指導要領に定める「遠足、旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	高等専門学校	高等専門学校設置基準に定める教育課程の編成に基づく宿泊を伴う行事	

※引率者とは、引率を行う学校等の関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師及び保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

北海道宿泊税に係る課税免除対象について（その2）

〈北海道宿泊税条例第4条第2項〉

「次に掲げる施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加している満3歳以上の幼児」で、具体的には下表のとおり。

法律	条文	学校、施設の種類	対象となる行事	対象となる者
児童福祉法	39条1項	保育所	保育所保育指針において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事	<ul style="list-style-type: none"> ・参加している満3歳以上の幼児 ・引率者(※2)
	6条の3 9項	家庭的保育事業	保育所保育指針に準じて定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事	
	6条の3 10項	小規模保育事業		
	6条の3 11項	居宅訪問型保育事業		
	6条の3 12項	事業所内保育事業		
	59条の2 1項	認可外保育施設		
(※1)	2条 7項	幼保連携型認定こども園	幼保連携認定こども園教育・保育要領において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事	

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 引率者とは、引率を行う保育所等の関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師及び保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

Q1.部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

A1.部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領に定める学校・学年単位で行われる「旅行・集団宿泊的行事」であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q2.スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。

A2.修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税免除の対象とはなりません。

なお、スポーツ大会や合宿については、宿泊税による用途の中で支援策を検討していきます。

※函館市についてはスポーツ等の大会参加(合宿を除く)に係る課税免除制度がありますので、詳細は函館市ホームページをご確認ください。

Q3.修学旅行の事前準備(下見)は課税免除となりますか。

A3.修学旅行の事前準備(下見)については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q4.修学旅行等の引率者は課税対象ですか。

A4.児童、生徒等の引率を行う学校等の関係者、心身の障がい等により介助等を必要とする児童、生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは課税免除の対象とはなりません。

北海道宿泊税に係る課税免除の手続きについて

・P. 3～4に掲載した課税免除対象となる学校及び施設が行う行事に参加する者については、宿泊施設へ証明書の提出がある場合は、課税免除となります。

・課税免除を受けるには、学校長等が作成した「修学旅行等であることの証明書」(任意様式)を、宿泊施設に提出する必要があります。

※ **証明書の提出がない場合は、課税免除となりません**のでご注意ください。

※ 証明書の様式は、北海道税務課のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>

【様式】

修学旅行等であることの証明書									
宿 泊 日	年	月	日	～	年	月	日	泊	
活 動 の 種 別	<input type="checkbox"/> <学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他学校行事 () <input type="checkbox"/> <保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごと(対象者は満3歳以上の幼児に限る。) <input type="checkbox"/> 行 事 ()								
宿 泊 施 設 名 称									
課税免除となる宿泊人数(※)									
備 考									
※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする管理師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。									
上記の宿泊については、北海道宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。									
年	月	日							
所 在 地									
学 校 名 又 施 設 名									
学 校 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(こども教育)法第7条に規定する認定こども園】 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3各号に規定する認定保育事業、小規模保育事業、居場所型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居場所型保育事業、事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条に規定する保育所】 保育所(保育所型認定こども園含む) <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第9条の2第1項に規定する認可外保育施設(地方教育委員会認定こども園)】 認可外保育施設(地方教育委員会認定こども園)								
学 校 長 名 又 施 設 長 名									
本証明書は、宿泊施設に提出してください。									